

## 福祉厚生常任委員会記録【速報版】

○招集日時	令和8年 3月 9日 (月) 午前10時00分
○招集場所	議事堂大会議室
○出席委員	委員長 杉山尊宣 副委員長 根岸裕美子 委員 海東一弘 〃 鈴木三男 〃 落合信太郎 〃 山野井隆 〃 加増充子
○欠席委員	なし
○出席説明員	総務部長 吉田文彦 財務部長 田中英樹 健康福祉部長 彦坂哲 子ども部長 助川直美 教育部長 飯竹永昌 健康福祉部次長 直井徹 総務課長 土谷靖孝 財政課長 谷池公治 納税課長 塚本豊康 社会福祉課長 根本真人 高齢福祉課長 井橋久美子 健康づくり推進課長 海老原充 子ども政策課長 高中誠 保育課長 山田英紀 子ども相談課長 樋口康代 指導課長 丸山信彦 教育総合支援センター長 仲田敦夫 健康づくり推進課副参事 櫻井裕久 国保年金課副参事 吉住三世子

保 育 課 副 参 事	飯 塚 千 絵 子
財 政 課 長 補 佐	河 原 崎 拓 人
納 税 課 長 補 佐	細 井 大 悟
社 会 福 祉 課 長 補 佐	根 本 清 美
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	櫻 井 寛 之
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	木 村 充 之
国 保 年 金 課 長 補 佐	竹 内 幸 美
こ ども 政 策 課 長 補 佐	中 村 晃 子
こ ども 相 談 課 長 補 佐	菅 野 栄 一
議 会 事 務 局 長	前 野 拓
議 会 事 務 局 長 補 佐	永 井 宏 幸
議 会 事 務 局 主 事	大 場 真 爽

○職務のため  
出席した者

○付託事件

- 議案第 7 号 取手市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
- 議案第 14 号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 15 号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 19 号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 20 号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 21 号 令和8年度取手市介護保険特別会計予算

○調査事件

所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、その他）

○審査の経過

午前10時00分開議

○杉山委員長

ただいまの出席委員数7名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから福祉厚生常任委員会を開きます。

本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信いたします。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信を御覧いただけます。

それでは、議案審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手をし、委員長の名指の後、発言するようお願いいたします。

執行部の皆様に申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願い申し上げます。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第7号から議案第9号までを一括議題といたします。

議案第7号から議案第9号までにつきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第7号から議案第9号までについて、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第7号から議案第9号までについては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 私のほうからは、議案第8号についてお伺いします。取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例なんですが、これは子ども・子育て支援金に加わって、所得割、それから均等割、子ども分が入ってきた内容だと思うんですが、担当課で伺うと、これはトータルは同じだということも——それは十分分かってるんですが、この国保加入者の保険料——保険税にこの子ども・子育て支援金を組み込むのではなく、国で財源をきちんと補てんすべきではないかと私は思うんですが、その辺の検討はされたんでしょうか。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 国保年金課、直井です。こちらの制度につきましては、国のほうで決まったものであり、我々がどうこうできるものではないということで、検討まではいってございません。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 そう出てくるとは思いましたけれども、本当に私たちには大変な負担になるんですね。そして今回、所得割を7.25%に下げたけれども、これを——そして子ども分が0.25%入ったということなんですけれど、7.25%に下げたんだったら、思い切って、こ

の所得割を基金活用して軽減策を生み出す努力が必要かなと思うんですが、その件についてはどのように検討されているのでしょうか。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 そういった御指摘も想定はしていたんですけれども、やはり先日の一般質問でもお答えいたしました。まずは県の保険料の統一時期を見据えて、その後、税率等をどう持っていけばいいのか、保険税統一までの道しるべをつくっていきたく思っております。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 子ども分の均等割が18歳以上は100円上乗せということに——ごめんなさい。子ども分の均等は18歳以上は100円上乗せとありますけれども、要するに18歳以下は取らないよということなんですけれども、初めからこの条例の中で1,600円を1,700円と記載する。そういうことでもいいんじゃないかと思うんですが、これがなぜ「1,600円プラス100円」って改めて記載されているのか伺います。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 お答えいたします。こちらも正直分かりにくいなというところはあるんですが、やはり上位の法令でこの決め方が定められておりますので、多くの市町村、このやり方でやっていると思っております。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 これまで国保の子どもたちの均等割がゼロになったという経緯は、皆さん御存じだと思うんですが、だったら今回の条例でも子ども18歳以下は取らないよという中で、18歳以上の方は1,600円または100円プラスということではなく、1,700円ってやっても私は——これが取ることがいいとか悪いとかじゃなくて、そういう表記——示し方でいくと混乱しないんじゃないかなと思ったんですが、どうなんですかね。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 先ほどと同じ答えにはなってしまうんですが、あくまで法令どおりにやった上で独自減免という形を、ほかの部分でも取ってますので、今回あくまで法令でこの18歳以上均等割という形が定められておりますので、それに従ってやっているということでございます。

○加増委員 じゃあ、これ以上いいです。

○杉山委員長 そのほかありませんか。

山野井委員。

○山野井委員 議案第8号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。今回、基金を活用して子ども・子育て支援金の負担軽減を行っていただいていると思います。この負担のいわゆる軽減の対象者についてなんですけれども、所得階層別、いろいろ国保においては所得に応じて課税されるものでございますが、全所得の階層にその軽減は及ぶものなのでしょうか。そちらをお伺いします。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 基本的には0.25%医療費のほうでマイナスしておりますので、全

階層についてその0.25%の計算はなされますが、限度額を超える方については——その分、落としても限度額超えちゃってる方については、実質の軽減は受けられていないということでございます。

○杉山委員長 山野井委員。

○山野井委員 そうしますと、軽減を受けられない方と受けられる方に分かれるということですよね。——公平性についてはどうでしょうか。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 こちらも限度額のほうは国の法令で定められておりますので、あくまで法令で定められたとおりにやるしかないということ。一部、確かに受けられない層というのは出てきてございます、実質。

〔「公言しておきます」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 質疑なしと認めます。これで議案第7号から議案第9号までの質疑を打ち切ります。

次に、議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）所管事項を議題といたします。

本件につきましては、2月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、本件については、提出者の説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、加増委員、落合委員の2人からありました。

まず、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、議案第12号のページは何ページでしょうか、16ページでしょうか。その中で、生活保護の問題で最高裁判決を踏まえた保護費などの追加給付事務に要する経費ということでお伺いしましたが、システム改修の内容ではありません。具体的に追加給付についてどのように進められるのかを教えていただければと思ひまして伺います。

○杉山委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 社会福祉課、根本です。加増委員の御質疑にお答えいたします。厚生労働省は平成25年に生活保護法による生活扶助基準の改定を行いました。これは、デフレ傾向を踏まえた物価による調整と年齢別、世帯人員別、地域別のゆがみの調整により基準額が引き下げられたもので、3か年にかけて段階的に行われたものです。この改定に基づく実際の決定処分はの取消し及び国に対する国家賠償を求めた訴訟が提起され、令和7

年6月の最高裁判決で、デフレ傾向を踏まえた物価調整による保護引下げの決定処分が取り消されました。その処分取消しを受けて、当時、生活保護を受給しており保護費が減額された対象者へ、保護費の追加給付を行った——行うことになったものです。こちらの追加給付については、国からは、令和8年度中に追加支給を終えるように求められているものです。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 令和8年度中に全て終わるとのことなんですが、最初、ホームページ見たりすると、「2013年8月から2026年3月までの間に受給していた世帯が対象となります」と最初出たんですね。その後変わって、その後今度は「令和8年度中に進める」ということで、具体的にはどんなふうに変ったんでしょうか。

○杉山委員長 根本課長。

[大場議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○根本社会福祉課長 すみません、変わったというのは——どういったことでしょうか。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 最初出たときには、2013年8月から二千——3年——5年間でしたっけ——の間に保護を受けた人の追加給付を調査するという話だったんですが、これが今度、令和8年、2026年までやるということなんですが。その間に国のほうで方針が変わったとか、そういうのではなく、最終的には生活保護受給者の皆さんの実態を調査して、それが何人いるのか、どのぐらいになるのかということをやるといって、最初からの見解とは変わってないということなんですか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 お答えいたします。対象期間は変更——変更というか変わっていません。その支給期間について、令和8年度中ということになっております。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、今回調査していく中で何人ぐらいとか、そういうのはまだ分からないということですね。調査して、どのぐらい対象者がいるかということですからね。そうすると、追加給付はいつ頃から開始するかというのは、それはどんなになってますか。

○杉山委員長 根本課長。

○根本社会福祉課長 お答えいたします。今回の補正予算が成立した際には、速やかに生活保護システムを改修し、追加給付対象者の抽出や当時の受給状況などを把握した上で給付額の算出を行い、令和8年の第2回定例会において、追加給付分の生活扶助費を補正予算として計上させていただく方向で考えております。以上です。

○杉山委員 よろしいでしょうか。

最後に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。初めに保育体制強化事業補助金です。今、近隣自治体の保育士さんの獲得競争がもう本当に激化している中で、その保育士さんをサポートする、また、優秀な人材を市内にとどめておくためにも、この民間保育園の運営を支える大

変重要な補助金だと認識しております。その現場の効果についてお伺いしたいと思います。

○杉山委員長 飯塚副参事。

○飯塚保育課副参事 保育課の飯塚です。落合委員の御質疑に回答させていただきます。実際に事業を実施している園に確認したところ、とっても助かっているものとして4点挙げていただきました。まず1点目といたしまして、夏の水遊びの際に、職員だけでは手薄になる園の見守りですね、こちらをお願いしております。全てこれを保育士で見守ると、水遊びをしていない児童に目が届かなくなってしまうということでした。2点目といたしまして、児童の午睡中——お昼寝中ですね、職員だけでは手薄になる際の——2点目——ごめんなさい——午睡中にも保育士にはやる必要があります。この時間にトイレや園庭の清掃にとっても手が回らなかったのが、保育に専念することができております。3点目といたしまして、時間外の業務となっていた、おむつなどのごみの処理を対応してもらっているので業務時間が短縮されました。最後、4点目といたしまして、散歩の際など、人通りの多い場所で見守ってもらっているので、安全に園外活動ができています、という声が上がりました。以上となります。

○杉山委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。本当に保育士さん、休憩ないぐらいの厳しい環境の中でも、こういった補助事業があるおかげで、ゆとりを持って子どもたちをしっかりと見守っていただいているというのを認識させていただきました。

次に、今、様々な分野で人材の確保ですとか、そういった見守りをサポートして下さっている方の人材の確保というのは、大変厳しいのではないかなというふうに思っているのですが。また、今、エネルギー価格の高騰ですとか、保育園自体の運営も圧迫してるような状況下の中で、この辺の見守りをしていただいている方たちの人員の確保や処遇について、そういった観点からお聞かせいただければと思います。見守り人材の確保や——経験者の見守り人材確保や処遇についてお聞かせいただければと思います。

○杉山委員長 飯塚副参事。

○飯塚保育課副参事 回答させていただきます。こちらの補助金なんですが、あくまで民間の事業者ということで、いろいろ法人なりの方針がおありですので、特にこちらからこのような方へお願いしますというようなことはお願いしていない状況になります。以上です。

○杉山委員長 落合委員。

○落合委員 人材の確保なんかは、しっかり供給できているという認識でよろしいでしょうか。

○杉山委員長 飯塚副参事。

○飯塚保育課副参事 回答させていただきます。こちらは、あくまでも保育士の資格を持たない方の補助金の制度となっております。こちらを法人さんに任せているんですが、あくまで保育士ということであれば、今回はとりで手当ということで処遇改善の補助金を新設させていただきましたので、こちら非常に好評で、確保のほうには役立っているというふうなお声はいただいております。以上となります。

○杉山委員長 落合委員

○落合委員 分かりました。引き続き予算、しっかり自立のほうをよろしくお願い申し上げまして終わりにします。ありがとうございました。

○杉山委員長 以上で、この議題に通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 なしと認めます。これで議案第 12 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 9 号）の所管事項に対する質疑を終わります。

次に、議案第 14 号及び議案第 15 号を一括議題といたします。

議案第 14 号及び議案第 15 号につきましては、2 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 14 号及び議案第 15 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第 14 号及び議案第 15 号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 なしと認めます。これで、議案第 14 号及び議案第 15 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 19 号、令和 8 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案第 19 号につきましては、2 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 19 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第 19 号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

それでは、鈴木委員。

○鈴木委員 皆さん、よろしくお願ひします。私のほうからは、まず健康保険税の件なんです。被保険者が年々減少している状況でございますが、全体的に見ると国保収入は前年度よりも増加しております。これは、所得割の税率とか均等割は変わってないと思うんで、この原因は恐らく所得が増えたことによる増収かなと思われまますけれども、その辺はいかがでしょうか、お尋ねします。

○杉山委員長 吉住副参事。

○吉住国保年金課副参事 国保年金課、吉住です。鈴木委員の御質疑に答弁させていただきます。国民健康保険税は、令和8年度の当初予算よりも——令和7年度の当初予算よりも令和8年度の当初予算のほうが多くなっている原因につきましては、委員のおっしゃるとおり、所得が上がっていることも考えられます。ただ、令和7年度の収納見込額は、令和8年度の当初予算よりも多くなると見込んでおりますので、適正な予算かなと思っております。

○杉山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。それと、今回、国保財政調整基金なんですけども、執行部のほうからの説明では、積立てが1億7,000万ほどで取崩しが4億8,000万円。差し引きでいうと3億1,000万円ぐらい基金が減少するかと思うんですけども、これは4年前に私が福祉厚生常任委員会の委員をやったときにも、基金が40数億円あって、七、八年後ぐらいにはほとんど基金がなくなるというようなシミュレーションもあったかと思うんですけども、現在はまだ42億ぐらいあるということで、先ほど所得も増えて国保の収入が上がっているということは、またもうちょっと思い切って国保基金を減らすためにも、この所得割の税率なんかの見直しというのにも検討されたのかどうかお尋ねしたいと思えます。

○杉山委員長 吉住副参事。

○吉住国保年金課副参事 お答えします。県内の保険料水準の統一時期を見据えて、基金の活用方法につきましては、これまでも委員の皆様の意見を伺いながら進めてきたところではあるんですけども、今後もまだ統一時期が定まっていないので、引き続き皆様の御意見を聴きながら進めていきたいと考えております。

○杉山委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。今後——今は景氣的にも非常に——今はちょっとイラク戦争で問題が生じていますけども、全体的に見ると非常に去年景気がよくて、個人の所得も増えてると思うんで、今後、この国保被保険者が年々減少しているとはいえ、所得が上がっているということは、それだけ国保収入が増えるという傾向もあるかと思うんで、適正な基金残高を目指すためにも、もうちょっと真摯に検討していただきたいということを提案して、私の質疑を終わります。

○杉山委員長 そのほかありませんか。

加増委員。

○加増委員 まず、私は説明書のほうで、説明書155ページの人間ドック、18歳から受けられるようになるという内容なんですけども——120名とありますが。若年層からの健康意識の醸成のためと、その内容書かれておりますけれども、若い人たちが人間ドックを受けるには、どのような周知をしていくんでしょうか——考えているんでしょうか。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 国保年金課、直井です。細かい周知内容についてはこれから検討していくんですが、各種——例えば納付書を送るときに同封しますとか、もちろんホームページ・広報紙等を考えていきたいと思っております。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 それは徹底していただきたいと思います。

次に、予算書になります。予算書の中で、まず一つ、いつも聞くことなんです。前期高齢者の交付金ってどのくらい見てるのか、前年と変わらないのか、伺います。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 普通交付金の中の前期高齢者分ということで考えますと、約40億程度かなという……。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 そのような内容が見込まれているんですけども、令和8年度の予算の中で40億円入ってくる。そして先ほど鈴木委員のほうから質疑ありましたけれども、基金がこんなに減ってしまうよというのが前にシミュレーション出されたけれど、結果、今回見ても39億4,808万円の残高見込みが出ているということは、そんなに減らないということで、私は今回、基金の取崩し4億8,000万円もありますけれども、この基金の活用を39億円——約40億円ある中で、このまま県内統一までじっと温めて持っているのか。それとも思い切ってここで基金の活用——これまでも遠山議員が一般質問とか委員会の中でも質疑したと思うんですけども、この基金は一般会計に戻すことができるということで法的にクリアできるということなんですけれども、基金の活用を検討されてきたんでしょうか。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 まず、基金の活用については常に考えております。

あと一つ、ちょっと誤解があるかなというところを解いておきたいんですが、普通交付金の中の前期高齢者分が約40億円入っていますよというお話をしました。ただ、今の制度では、普通交付金というのは、取手市が払った医療費に対して来ます。40億円というのはあくまで前期高齢者分の医療費を40億円払ってますから、それがそのまま入ってくるだけで、それが40億だろうが50億だろうが、取手市の基金残高とかに影響を与えるものではないということは、ちょっと説明させていただきます。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 その件は分かりました。それで今現在、令和8年度末では、——当初予算も、令和8年度の残高は39億4,800万円ということなんです。先ほどの答弁の中で、県内統一に向けて今後見据えて進めていくということなんです。本会議でどなたかの質問のお答えの中に、この県内統一は約10年先かなという答弁をされたんですが、この10年も基金を——40億、30億、幾らになるか分かりませんが、そのままの状態でもいいのか。国保加入者から見れば、そして昨日まで国保だった方が今度後期に行っちゃうという中で、何らかの方法を考えて、この基金の活用は早急に行うべきではないかなと思うんですが、その点についても今後見据えていくということ、だけなんですか。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 お答えいたします。やはり今後を見据えてというのは、例えば10年後までに基金をガッツと使ってしまうと、今の状況ですともう即、税を上げなければなら

なくなってしまうんです。我々としても、別に今の40億の基金をこのままキープしたいわけではなくて、これまでも福祉厚生常任委員会の皆様と勉強会などをしながら、活用について考えてきました。それは引き続き、今後もどういったことに使っていけるかは考えていきたいと思っております。ただやはりその統一時期が決まらないと、がんと減らすことは、今の状況では難しいと考えております。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 この問題でも遠山議員が何回か本会議でも、また委員会の中でも話したと思うんですが、基金は大体どのぐらいを持っていけばまず安定できるのかという話もされたと思うんです。何十億円と。例えば20億円とか、そのお金、そしてもう39億円あるわけですから、その中でそのお金を残して——必要な部分は残しても、あとは加入者の方、今度、後期に移られた方に対しても、皆さんからのお金ですから、検討するというのは大事かなと思うんです。能勢町の紹介もたしかされたかなと思うんですが、支援金として——高齢者の福祉の支援金として使うという話もありましたけれども、やっぱりその検討は本当に本腰を入れて、これ何年か前ですよ。一般会計に入れることは法的にも問題ないと、それから3年ぐらいたったのでしょうか。そういう話が出て3年ぐらいたちましたよね。

[大場議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○加増委員 (続) それでもまだまだ実行されてないというのは、やっぱりしっかりとやっていていただきたいと思えます。それについてはありませんか。なければいいですけども。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 すみません、回答的には同じになってしまうんですが。統一時期のほうで県で決まってきましたら、そこへ向けて、本当にしっかりと考えていきたいと考えております。

○杉山委員長 そのほか、ありませんか。

根岸副委員長。

○根岸委員 お願いいたします。説明書153から154ページにかけてなんですけれども、特定健診の健診項目を、基金の活用として増やしてはどうかという提案をしてきてはおるんですけれども、その後の検討はいかがでしょうか。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 国保年金課、直井です。お答えいたします。委員のほうから提案いただきまして、前向きに検討するというような回答をしてると思えます。その後、我々のほうも検討したんですが、特定健診自体は法定で項目が決まっております。ですので、特定健診の項目を増やすというのは現実的にはできず、言葉としては特定健診と同時にできる健診検査項目について検討してきました。その答えが、今年、胃がんリスク検診、こちらのほうを実施するというございます。

○杉山委員長 根岸副委員長。

○根岸委員 分かりました。今回、胃がんリスク検診を追加するという事なんですけれども、私のほうでちょっと調べたら、がん死亡数の順位として、大腸がん・肺がんの次に

膵臓がんであるというデータがございました。とはいえ、その膵臓がんの早期発見に有効な手段というのはまだ確立されていないようで、幾つかの検査をクロスさせる必要があるようなんですね。膵臓だけでなく、肝臓・胆嚢・腎臓・脾臓など多臓器を対象とする包括的スクリーニングとしての腹部エコーなどの導入については、お考え——検討した経緯はありますでしょうか。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 そちらについては、今までは検討したことはございませんが、御提案もありますので——我々も胃がんリスク検診の追加だけで終わりということは考えてませんので、新たにできることを考えていきたいと思っております。

○杉山委員長 根岸副委員長。

○根岸委員 引き続きお願いいたします。

もう1点です。先ほど加増議員のほうからも——委員のほうからもあったかと思いますが、人間ドックの対象年齢が、今回18歳まで引き下げるということです。18歳から40歳ってもう本当に働くことですごく忙しくて、なかなか自分の健康という——そこを醸成するということではあるんですけども、ただ病気になるリスクというのも相当低いのではないかなというところで、ニーズというのは、本当にこの120名というのは妥当なのかどうかお伺いします。

○杉山委員長 吉住副参事。

○吉住国保年金課副参事 国保年金課、吉住です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。18歳や20歳以上の若年層を対象に人間ドックを実施している関東の5つの自治体にヒアリング調査を行い、その受診率を参考に、取手市として120人を見込んで予算計上いたしました。

○杉山委員長 そのほかありませんか。

山野井委員。

○山野井委員 同じく議案第19号なんですけども、これ議案書の53ページの子ども・子育て支援納付金、7,534万1,000円って、これはこども家庭庁に直接納入するものでよろしかったですかね。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 国保年金課、直井です。こちらの国民健康保険事業費納付金は、我々は茨城県のほうに納めることとなります。

○杉山委員長 山野井委員。

○山野井委員 ありがとうございます。国保基金の積立ての際に、これは国県に納付してから、その残金を積み立てるという認識でよろしいですか。——意味分かります。——子ども・子育て交付金を予算として、今回税額として徴収しております。基金に積み立てる際は、この金が混ざるのか混ざらないのかということ聞いてます。

○杉山委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 基本的には今回、国民健康保険税のほうでお預かりします子ども・子育て支援金分については、全てこの納付金として県のほうに納めていく形で基金に

は回らないかと。

○**山野井委員** 基金には含まれないということによろしいですね。

○**直井健康福祉部次長** はい、基金には含まれません。

○**山野井委員** ありがとうございます。それから一般会計……

○**杉山委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** (続) ごめんなさい。基金から一般会計への繰入れ、法的に問題があるという話、先ほど加増さんのほうからもあったと思います。その場合、一般会計に繰り入れられた場合に、その基金の性質は一般財源という形で、認識でよろしいのかどうか。

○**杉山委員長** 直井次長。

○**直井健康福祉部次長** 繰り入れた場合には、一般財源として一般会計のほうで使用するようになるかと思いますが。ただ、国保会計から一般会計に繰り入れるとなった際には、こういった目的で繰り入れましょうということは、必ずその前に議論があるものだと考えております。

○**杉山委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** 繰り入れる目的——そうすると、一般財源になる時点でその基金は性質を失い、一般財源ですから、インフラに使おうとどのような事業に充てようと問題はないという認識なんです、それでよろしいですか。

○**杉山委員長** 直井次長。

○**直井健康福祉部次長** そうですね、ちょっと……。

○**山野井委員** 財政課長で結構です。

○**杉山委員長** 谷池課長。

○**谷池財政課長** お答えさせていただきます。現時点であまり明確に想定をしてないものですから、何ともお答えし難いところではあるんですが。一般論として申し上げますと、特別会計から繰り出されたものは一般財源扱いにはなりません。ただ、先ほど直井次長からもありましたとおり、それをどういうふうに使っていくのかもセットでの議論になってくるかなというふうに考えております。以上です。

○**杉山委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** そうすると、目的税と何ら変わらない取扱いになりますので、一般財源に繰り入れる意味すらなくなるので、それはちょっと回答違うと思いますが。もう一度お願いします。

○**杉山委員長** 谷池課長。

○**谷池財政課長** お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、国保税は目的税でございますので、一般会計に戻して使うという意味では、それなりに慎重な検討が必要であろうというふうに財政規律上も考えてはおります。その上で、国保税の目的に即した形で一般会計側で使うというような検討がされていくのかなというふうに考えております。

○**杉山委員長** 山野井委員。

○**山野井委員** であれば、一般財源にする必要はないわけでありますから、いわゆる国保基金として国保に関連する事業に使うのであれば、わざわざ一般会計に繰り入れる必要は

ありませんので、それはちょっと違うと思います。以上です。

○杉山委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 質疑なしと認めます。これで、議案第 19 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 20 号、令和 8 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第 20 号につきましては、2 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 20 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第 20 号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 後期高齢者保険料が——その保険料率が決まりました。そして、その内容なんですが、均等割が 4 万 9,500 円、所得割は 9.32%、子ども支援金は 1,400 円、所得割 0.28%という内容ですが。後期高齢者の皆さんから一番聞かれる話は、国保から後期高齢者になったら大変な額になってきた。そういうような声も聞かれております。そこへもってきて、医療機関にかかれば、医療費は 2 割になってしまった人も増えてきました。こうした中で後期高齢者の周りが大きく変わったんですが、この点についてどのように認識されているでしょうか。

○杉山委員 竹内補佐。

○竹内国保年金課長補佐 国保年金課の竹内です。加増委員の御質疑にお答えいたします。後期高齢者医療保険料につきましては、茨城県の広域連合で制定するものとされており、市町村に料率の裁量の余地がございません。なので、広域連合で制定した料率で賦課をさせていただいているところです。以上です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 県の広域で決まったことだから、取手市は手を出せないということのお答えだったと思うんですが、そういう中でやはり払えない人は払えない、高くて大変だという人は事実いるわけで、そういう中で減免されている方がどのぐらいいらっしゃるか、把握されていますか。

○杉山委員 竹内補佐。

○竹内国保年金課長補佐 現状、後期高齢者医療保険料の減免につきましては、東日本大震災の被災者に対する減免がございまして、取手市でも該当されている方がいらっしゃいます。その人数につきましては、今ちょっと正確な人数がすぐに出てこないのですが、現状としまして、減免を受けていらっしゃる方はいらっしゃいます。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 大丈夫です。

○杉山委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 質疑なしと認めます。これで議案第 20 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 21 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第 21 号につきましては、2 月 24 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 21 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第 21 号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 議案第 21 号、介護保険特別会計予算なんですが、説明書 168 ページ、居宅介護サービス、これはケアマネジャーさんのことだと思いますが——ごめんなさい、マイク入れませんでした。——介護認定がされても、いざサービスを受けようとする、ケアマネジャーさんがどこにいるか、それから始まるわけです。それで、役所の窓口に行けば、こういう居宅介護事業所がありますよとは知らされるんですが、実際初めての方は、どこがどこか分からないという相談がありまして、私は包括支援センターに相談してみたらどうでしょうかということで、こことこことこことって 4 か所、話はしたんですが。そして、その包括支援センターに相談したら、「ケアマネジャーさんがいないからちょっと待ってください」という状況があった。「そんなことを言われても、うちのおばあちゃん大変な状況なのに困った」という話なんですけれども、このケアマネさんの不足が現在起きていると思うんですが、現在何人ここでケアマネジャーさんは働いているのか、お伺いします。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 現在、ケアマネさん——取手市内の居宅支援事業者に登録されているケアマネさんは、90 人前後というような形で把握をさせていただいております。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 90 人前後、これは前からこの委員会の中でも報告があったと私も存じておりますけれども、今、本当に介護認定者が増えて、ケアマネジャーさんが必要だといわれても、これが 90 人前後ということであまり変わらないんですよ。取手市として財政支援を行って、ケアマネジャーさんの確保を考えていないですか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。そういう御提言を受けさせていただいて、いろいろ他市町村であり、いろんなところを、近隣の市町村などを参考にさせていただきながら検討しているところなんです、国のほうでも、介護

居宅支援事業所に今まで加算がついていなかったところを、加算をつけて給付のほうを上げていきたいと思いますというところもありますので、国の動向を見ながら、引き続き市のほうでも検討していきたいと考えております。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 国のほうでは事業所へ加算をつけたということなのですが。国の動向を見てと言いますと、年々介護を受ける方が増えている中で、そんなのんびり構えていられないと思うんですよね。そして、本当に私に相談された方は、「ケアマネが見つからないからどこへ行っていいかわからない、どうしたらいいんだ」と、本当に切実な状況——これは全てそうだと思うんですが。ですから、国の動きもあるかもしれませんが、市独自で財政支援——本当にケアマネに対する財政支援は必須だと思うんで、早急に考えていただきたいと思います。

それからもう一つ、説明書 174 ページなのですが。紙おむつ支給について 3,400 円ということでもありますけれども、これは何枚セットなんですか。3,400 円掛ける 310 人とありますが、3,400 円というのは何枚セットなんですか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。紙おむつの支給については、その方の介護度や状況に応じて、尿取りパッドであったりとかいろいろな形がありまして、そこによって枚数のほうが違うので、一概に何枚ですというようなことでの回答はできません。

○杉山委員長 加増委員、マイクをお願いします。

○加増委員 この説明書では、「要介護認定 4 以上の在宅高齢者、それから要介護認定 1 以上で排便・排尿に介助・見守りが必要な在宅高齢者に対し、紙おむつ」ということなんですけれども、この紙おむつを支給してほしいと望む方はちょっと大変な状況だと思うんです。3,400 円が、この枚数がどのぐらいで……。

〔大場議会事務局主事ベルを 1 回鳴らす〕

○加増委員 (続) それで年 4 回ですから、実際足りているのかどうか、そこら辺の検証されていますか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 毎日、そうですね、検証までは具体的にしているわけではないですが、ご利用者様のお声であったりとかというような、日々そういうようなところを聞き取りながら、枚数については検討している状況です。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 私も母の介護経験あるんですが、大変です。毎日毎日、1 日何枚使うかというのは数え切れないほどです。そういう中で、やはりこれ、しっかりと必要な枚数は保証するというのは大事かなと思います。それから、「本人が市民税非課税の方を対象とする」と書いてあるんですが、非課税じゃなくても、課税の方でも状況としては大変なぎりぎりの方なんて特に大変だと思うんですが、課税者には考えないのでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 介護保険上、ちょっと補助金の関係もありますので、その対象者が

どうなのかというような部分も含めまして検討させていただきます。

○杉山委員長 加増委員。

○加増委員 これは介護保険の中ですから、これが一般財源の中でおむつ支給というものもありましたけれど、藤井市長時代になくしました。そこに戻すということも考えて、これから検討していただきたいと思います。以上です。

○杉山委員 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 質疑なしと認めます。これで議案第21号の質疑を打ち切ります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。根岸委員、落合委員の2名から通告があります。

まず、根岸委員。

○根岸委員 私からは、介護保険制度改正検討の本市への影響について伺います。2027年に向けて介護保険制度改正検討がされております。その中で、実施された場合、主に3点、その改正点についてお伺いしたいんですけれども、実施された場合の試算状況を伺いたいと思います。まず1点目が、利用者負担が2割負担の拡大ということが検討されておまして、現行年間所得が280万円以上が2割負担のところを230万円まで引き下げたという——引き下げるといふ検討が一時なされておりました。こちらの影響はどの程度と捉えていますでしょうか。

○杉山委員長 櫻井補佐。

○櫻井高齢福祉課長補佐 高齢福祉課の櫻井です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。令和7年の国の社会保障審議会（介護保険部会）では、能力に応じた負担という基本的な考え方に沿って負担の公平化を図り、高齢者世代だけでなく、現役世代を含めた介護保険料の上昇を抑える必要があると議論されています。そのため、現在の1割負担対象者の中でも、負担能力があり負担が可能とは考えられる方に、2割負担の対象範囲を広げることが考えられており、この一定以上の所得の判断基準については、令和9年度から始まる第10期介護保険事業計画期間の開始までに結論を得ることとされています。現時点では対象範囲が定まっておきませんので試算は難しい状況です。今後とも国の動向を注視してまいりたいと思います。以上です。

○杉山委員長 根岸副委員長。

○根岸委員 分かりました。では2点目、ケアマネジメントの利用者負担の導入についても検討されていると思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。現在、介護保険サービスを利用する際に、ケアマネジャーによるケアプラン料は、自己負担はありません。しかし、一部の住宅型有料老人ホームにおける、入居者に対する必要なサービスを越える提供などの問題が指摘されており、運営の透明化や提供されるサービスの質を確保するためもあり、令和7年12月15日、厚生労働省社会保障審議会（介護保険部会）におい

て、有料老人ホームを対象に、行政の関与による入居者保護を強化すべく、登録制の導入について議論されております。その登録制の対象となる有料老人ホームの入居者のケアプランと新たな相談支援の類型に対し、利用者負担を求めることが検討されております。しかし、まだ検討段階であり詳しいことが定まっていません。また、認可は県であるため、現状では影響など試算をすることはできませんが、今後も国の動きを注視してまいりたいと思います。

○杉山委員長 根岸副委員長。

○根岸委員 では最後に、要介護1・2の一部サービスを地域支援事業へ移行するということが検討されていますが、こちらはいかがでしょうか。

○杉山委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。介護保険サービス——介護保険は、介護が必要な度合いにより、要支援1・2、要介護1から5に区分されております。介護サービスの需要が増加する一方で、介護人材の不足が見込まれる中で、要介護1・2の要介護の中でも軽度者の生活援助サービス等を要支援1・2と同様の総合事業へ移行することについて、第10期計画を来年策定する予定になっているんですが、そこまでに——そこに向けて検討されている今状況です。引き続き、今後も国の動きに注視してまいりたいと思います。

○杉山委員長 根岸副委員長。

○根岸委員 ありがとうございます。いずれもまだまだ国のほうが定まっていなくて注視していくというお話だったんですけど、もっとものことなんですけれども、ただ私が今ここで質疑する意図というのは、やっぱり課題がそれだけあって、現状を、皆さん本当にサービスを受けていらっしゃる方も非常に苦しい状況だし、介護人材というところでもすごく不足しているというところの課題をしっかりと把握しておくべきだなと思って質疑をしております。そして、そのことを踏まえた上で私ども市議会でも、令和7年第4回定例会において「介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について」ということで全会一致で国のほうに出しているという現状でございます。介護保険制度が2000年に始まりまして、もうその当時から、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題というのが叫ばれてきましたけれども、もう2025年終わりました。その分岐点を過ぎたということです。今秋、秋口にかけて様々な検討がこれから明らかになってくると思いますので、引き続き、私どもも注視してまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○杉山委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。私からは、庁内横断的な司令塔の機能を担うこども部について、お聞かせをいただきます。様々な場面で部長のほうから、その使命等について御答弁いただいておりますが、改めて設置の目的と意義についてお願ひをいたします。

○杉山委員長 助川部長。

○助川こども部長 こども部、助川です。落合委員の御質疑にお答えいたします。喫緊の課題である少子化対策への対応を図るためには、結婚・妊娠・出産・子育てと続くライフ

ステージの各段階において、切れ目のない支援を一体的に提供していくことが重要であると考えております。そのため、こどもや子育て世代を取り巻く課題に対し、こどもまんなかの視点の下、子育てしやすい環境づくりを総合的に推進する体制を整えることを目的として、こども部が設置されました。あわせて、こども計画や子ども・子育て支援事業計画を所管し、こども関連施策が全庁的に円滑に推進されるよう、庁内における総合調整を担いながら施策推進の中心となって取り組んでいるところです。こどもや若者、子育て世代を取り巻く環境が大きく変化する中、当事者の声を丁寧に伺いながら、今後も引き続き求められる施策や、また市の持続可能性を高めるために有効な取組を見極め、庁内各課の施策においても、こどもまんなかの視点を共有して、全庁的な連携によりこどもまんなか社会の実現を目指しているところです。以上です。

○杉山委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。本当にこの組織ができて1年というところで、その司令塔を担う部長が役職定年で交代してしまうという、これはもう仕方のないことなんですけれども、これは市長のトップダウンの肝煎りの組織でもありますし、その辺、行政の継続性というところでは心配はしていないんですけれども、その辺の懸念等あれば、ちょっとお示しいただき、なんかないでしょうか。

○杉山委員長 助川部長。

○助川こども部長 お答えいたします。今お答えさせていただきましたように、こども部職員一人一人が、こどもまんなかという視点の下、どのような施策を行っていくべきか、また小学生・中学生・高校生など当事者の意見を伺う機会を多々設けております。また、全庁的にもその取組であったりとか、連携を取れているという部分におきましては、職員一人一人の認識がとても高められておりますので、今後も継続して、また2年目以降も様々な施策を取り組んでいくということでは、私も全く心配はしておりません。以上です。

○杉山委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。他市町村なんかでは、DXなんかを活用して情報教育も図られてるというのがありますので、その辺も今後検討していただけたらというふうに思っております。

次に、要保護児童対策地域協議会の構成、情報共有についてなんですけれども。ちょっとこの際ですので、できれば詳しく丁寧に説明いただければと思います。

○杉山委員長 菅野補佐。

○菅野こども相談課長補佐 こども相談課の菅野です。落合委員の御質疑にお答えさせていただきます。要保護児童対策地域協議会の構成についてですが、当市では要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、取手市要保護児童対策地域協議会を設置しており、取手市要保護児童対策地域協議会運営要綱において、児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察・司法機関により組織することを定めております。具体的な外部の関係機関といたしましては、児童相談所や保育所等、民生委員、社会福祉協議会等の児童福祉機関、保健所、医師会、歯科医師会等の保健医療機関、市立小中学校や県立特別支援学校等の教育機関、取手警察署・法務局の警察・司法機関となっ

ております。

続けて、情報共有についても御説明させていただきます。要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別支援会議から構成されております。登録児童及び家庭状況や支援方針等については、主に実務者会議や個別支援会議の場で情報共有をしております。さらに、実務者会議は、進行管理会議、学校等連携会議、主任児童委員連携会議として会議を開催しております。進行管理会議では、ケースにおける全体的な支援方針や進捗の確認、支援における課題の共有等を定期的に行っております。学校等連携会議では、市内小中学校や県立支援学校、市内保育所及び幼稚園等児童福祉サービス機関等と、登録児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な情報共有を図っているところです。また、主任児童委員連携会議では、各地区の主任児童委員さんと登録児童及び家庭状況等について情報共有を行っており、地域での見守りをお願いしているところです。

最後に、個別支援会議になりますが、こちらでは登録児童及び家庭に関わりのある関係機関が集まり、児童及び家庭の状態像の把握や課題の整理、必要な支援等について検討・共有を行っております。登録児童あるいは家庭ごとに会議を開催し、関係機関の役割を整理するとともに、より効果的な支援の検討を行っております。児童や家庭の状況に変化があった場合にも個別支援会議を実施し、より適切な支援が行えるように努めているところでございます。以上になります。

**○杉山委員長 落合委員。**

**○落合委員** 御丁寧にありがとうございます。今定例会でも過日の一般質問で本田議員の障がい者——障がい者の再認定の資料の中で県に替わった——県が替わったことで申請の——替わったことによって運営上の、その等級が下がったなんていうのもありましたので、今回この地域協議会というのは取手市以外の様々な組織で構成もされておりますので、その辺の情報共有ですとかしっかり諮っていただいて、そういった認識のずれのないように、しっかりそういった子どもたちに支援が届くような情報共有のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、ヤングケアラーの掌握経路についてお聞かせいただければと思ひます。

**○杉山委員長 樋口課長。**

**○樋口こども相談課長** こども相談課、樋口です。御質疑に答弁させていただきます。当課でのヤングケアラーを含めた児童及び家庭への支援に当たりましては、心配な状況である可能性を関係機関からの連絡によって把握することがほとんどであり、特に保健センターや児童の所属している保育所及び学校などの児童や保護者と直接関わる機関から御連絡をいただくことが多い状況です。おおよその支援について、流れを説明させていただきますと、「そういった心配なことがある。困っているのではないか」といった関係機関からの情報を受けた際には、まず何が起きているのかなどの状況把握を行うため、御連絡いただいた機関も含め、児童や家族に関わりのある関係機関に情報収集を行っております。児童及び家庭の置かれている状況を把握し、どのような支援を必要としているのか。どのように関わるのがよいのかなどを検討し、実際に児童や家族からも状況を聞きながら支援に当たっております。適切な支援を行うには関係機関の協力が不可欠であるため、要保護児童対

策協議会の個別支援会議において、それぞれの機関で把握している対象家族の情報を共有し、関係機関の役割の整理や、家庭に合わせた支援方針などを検討しております。支援方針などを関係機関と調整した後は、進行管理会議で共有することで、直接の支援機関だけではなく、多角的な視点による検討が可能となり、より適切な支援を行うことができます。また、家庭の状況によって異なりますが、定期的に児童と家族と面談を実施したり、必要なサービス利用へとつなげることもございます。関係機関とは日頃より情報共有を心がけておりますが、家庭状況が大きく変化した場合などには、必要に応じて個別支援会議を開催し、改めて情報共有を行い、関係機関と支援方針を見直す機会となるケースもございます。支援を行うに当たっては、対象家庭にとっての長期的な未来像を見据えた支援を検討し、各課題の解決に向け、各関係機関のメンバーが知恵を絞り、役割を分担し、それぞれができ得る支援を継続して実施しております。子どもの権利を守ることを第一としながら、関係機関が同じ方向を向き、今後もしっかり連携して、子どもの家庭への支援に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○杉山委員長 落合委員。

○落合委員 こちらも本当に御丁寧にありがとうございました。ちょっと別件なんですけれども、来年度から離婚後の共同親権という民法の改正もあるんですが、その辺も、こども部のほうでしっかり把握しながら対応していくというようなことでよろしいですか。

○杉山委員長 高中課長。

○高中こども政策課長 こども政策課の高中です。お答えいたします。離婚後の共同親権につきましては、来年度、民法改正によりまして始まってまいります。先日もそういった相談会で個別の相談にも応じさせていただきましたし、そういった周知もホームページ上でさせていただいておりますし、また来年度もそういった御相談があれば、随時対応してまいりたいと考えております。

○杉山委員長 落合委員。

○落合委員 引き続き子どもを守る体制をしっかりと整備していただきますよう、よろしく願い申し上げまして終わりにします。ありがとうございました。

○杉山委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案がある方は挙手願います。——ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

市長提出議案について討論がある方は挙手願います。

加増委員。

○加増委員 これ一括ですか。

○杉山委員長 反対討論ですか。

○加増委員 反対討論なんですけど……。

○杉山委員長 一括で。

○加増委員 一括でいいですか。私のほうからは、議案第8号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。それから、議案第19号の令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算。議案第20号の令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算。議案第21号の令和8年度取手市介護保険特別会計予算の反対討論をいたします。

議案第8号なんですけれども、これは子ども・子育て支援法に基づいて、社会保険全てに子ども・子育て支援金が導入されました。その一つである国保にも——国保税条例にも導入されてきました。所得の税率を変えず、均等割の総額も同じとなっていますけれども、負担はないと説明されていますけれども、私も先ほど質疑の中で言いましたが、本来、子ども・子育て支援策として国が財政を負担すべきと考えます。よって、こういう立場からこの8号、——議案第8号には反対いたします。

議案第19号、国保会計なんですけれども、予算の内容なんですけれども、これ反対なんです。これはずっと国保基金の使い方について、一般質問でもこの委員会の中でも議論された内容かと思っております。それで令和8年度当初予算の残高見込みの基金なんですけど、39億4,800万円、このように出ております。基金として、今、ずっと問題になっておりますが、加入者への基金活用をしっかりと行うことが今求められていることだと思いますので、基金として必要な残高を残しながらも、加入者に直接支給、それと一般財源に戻して高齢者福祉支援策として活用すべきと考えております。よって、この国保会計予算には反対です。

議案第19号の次に議案第20号ですね。後期高齢者予算についても反対です。この後期高齢者になった方々は、みんな、「高くなった。大変だ」「年金が少ない中で大変だ」という声が聴かれております。そして医療機関にかかれば医療費は1割から2割になってきた——なってしまった人も増えています。こういう状況の中で後期高齢者の保険料が高くなり、医療費は高くなっていくという中で、「本当に高齢者いじめじゃないか」という声も聴かれておりますので、やっぱりこの内容は私たちは賛同できないということです。そして先ほどの、これは県の広域ですからということで、「減免についてどうなんですか」って伺ったら、「把握してない」と、このような状況じゃなく、しっかり高齢者の実態をつかむべきだと思います。

議案第21号について、次、介護保険なんですけれども、介護保険の問題はいっぱいありますけれども、みんな高齢化になっていけば介護認定を受けて要介護になっていくんですけども、そこで大事な要として、ケアマネジャーさんの役割が大きいんですけども、これの不足が言われて、ここ何年、少なくなって不足だ不足だという声が聴かれることや、90人前後というのはここ二、三年同じようなことだと思うんですが、やはりこれから増える中でケアマネジャーさんの増員は待たないです。国もそれなりの補てんはしてきたとお話ありますけれども、取手市独自で財政支援を行って、ケアマネジャーさんの確保を考えていくべきだという立場から反対をいたします。これで全部かな。以上です。

○杉山委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 討論なしと認めます。これで、市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより、市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

まず、議案第7号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 全員賛成です。よって、議案第7号は可決しました。

議案第8号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第8号は可決しました。

議案第9号、取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第9号は可決しました。

○加増委員 ごめん、間違えました。すみません。第9号は賛成でした。ごめんなさい。

○杉山委員長 それでは、全員賛成です。よって、議案第9号は可決しました。

○前野議会事務局長 賛成多数ですとおっしゃっていますので。

○加増委員 ごめんなさいね。

○杉山委員長 もとい、賛成多数です。

議案第12号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 全員賛成です。よって、議案第12号のうち当委員会所管事項は可決しました。

議案第14号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 全員賛成です。よって、議案第14号は可決しました。

議案第15号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 全員賛成です。よって、議案第15号は可決しました。

議案第19号、令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第19号は可決しました。

議案第20号、令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算に、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第 20 号は可決しました。

議案第 21 号、令和 8 年度取手市介護保険特別会計予算に、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○杉山委員長 賛成多数です。よって、議案第 21 号は可決しました。

これで、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。

委員の皆様は残っていただき協議を行います。

一旦休憩します。

午前 11 時 16 分休憩

午前 11 時 19 分開議

○杉山委員長 それでは再開します。

続いて、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブックに掲載した文書のとおり、議長に申し出ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○杉山委員長 異議なしと認めます。よって、当委員会の閉会中の所管事務調査については、サイドブックに掲載したとおり議長に申し出ることに決定しました。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。

根岸副委員長。

○根岸委員 私から一つ提案なんですけれども、前半の 2 年間の福祉厚生常任委員会に取り組むテーマとして、まず保育所の保育士の確保というところの学習をした後に、そちらのほうは、いいところというか——解決策が執行部のほうから提案されて、その後どうしようかといったときに、取手精神福祉家族会のホットスペースさんから御相談を受けて、マル福——精神障害 2 級の方々のマル福拡充というところについての学習というか——調査をずっと 1 年近くしてきたという経緯があります。その中で私が感じたのは、マル福だけではなくて、本当に障がい者政策——施策というところに様々な課題があって、とてもちょっとこう——つまみ食いの学習だったり調査しただけでは、核心になかなか迫れないなというところを実感しております。前回の委員会が終わるときにも、ぜひ継続して福祉厚生常任委員会のほうで、障がい者施策というところについての調査・検討をしていただきたいということで、申し送りという形で委員長にお任せしたという経緯がございます。引き続き杉山委員長で——私も副委員長を拝命いたしましたので、そういった経緯も含めて、この委員会でも障がい者に対する施策というところの調査・研究をしていって、その中でポイントを絞った形で何か提言だったりとか、または福祉政策というのは結局、市独自ではなかなか手が出せないというところもございますので、そういう意味では、その先の県とか国とかに要望活動みたいなこともできるような形で進めていってはどうかと考えているんですけれども、検討をお願いしたいと思います。

○杉山委員長 それでは、加増委員、次。

○加増委員 私のほうからは、今、障がい者問題は本当に大事な問題だと私も思っております。それと今、介護の問題で、特にケアマネさんが少ない、なかなか大変だという状況で、介護の事業所の中には、居宅支援事業としてケアプランを立てる部署もあると思うんですが、そういったところにこの委員会として伺って、実際どうなのか、現状はどうなのかというところを見ていきたいなと思ってるんです。実際、働いている人たちの声、ケアマネさんとしてもっと増やしたいと思っているといろいろあると思うんですが、そういう事業所に行きたいなと思いますので、提案します。

○杉山委員長 ただいま、根岸委員——根岸副委員長と加増委員から発言があった事項について、休憩をして協議を行いたいと思います。

一旦休憩します。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 42 分開議

○杉山委員長 再開します。

休憩中に協議を行った結果、今後、障がい者支援、介護支援、国保基金について調査研究をしていくということでまとまりました。

お諮りします。これに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉山委員長 全員賛成です。よって、障がい者支援、介護支援、国保基金について、調査研究をしていくということに決定しました。

ほかに、委員の皆さんからありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉山委員長 なしと認めます。以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで福祉厚生常任委員会を散会します。

午前 11 時 43 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長

\_\_\_\_\_